

平成17年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成17年12月7日（水）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 議案第79号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
- 日程第2 議案第80号 西濃環境整備組合構成市町村の数の減少及び規約変更について
- 日程第3 議案第81号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第4 議案第82号 瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第83号 瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第84号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第85号 瑞穂市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第86号 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第87号 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第88号 瑞穂市総合センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第89号 瑞穂市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第90号 瑞穂市集会場条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第91号 瑞穂市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第92号 瑞穂市墓地条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第93号 瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第94号 瑞穂市駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第95号 瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第96号 瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第97号 瑞穂市横堤公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第98号 瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第99号 平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第100号 平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第101号 平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第102号 平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第103号 平成17年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松野光彦
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第79号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第 1、議案第79号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少についてを議題にします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 2 議案第80号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第 2、議案第80号西濃環境整備組合構成市町村の数の減少及び規約変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 3 議案第81号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第 3、議案第81号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第82号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第4、議案第82号瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議案第82号の瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、御質問をいたします。

提案されております条例案の第2条、ここに1号から3号まで上がっております。1号は事務機器ということですので、これはそのまま、大変わかりやすいものだと思います。その次の2号の施設の維持管理等に関する委託契約ということでありまして、ここで言う施設というものはどういったものを想定しておいたらいのかということがまず1点。

それから第3号に、前2号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取り扱いに支障を及ぼす契約ということがありますが、ここで言う事務の取り扱いに支障を及ぼす契約の現在考えておられる具体的な内容といえますか、例ですね。この二つについて、まずお尋ねをいたします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、第2号の施設という文言の意味でございますけれども、総体的に施設の警備、清掃、保守点検等施設のというふうにとっていただきまして、この施設というのはどういう内容のものかという、施設の中の電気の保安業務を行うとか、エレベーターの保安業務を行うとか、施設の自動ドアの保守点検を行うとか、浄化槽の保守点検を行うとか、施設の中のそういった保安業務を意味するというところでございます。

それから、3号の支障を及ぼす契約ということは具体的に何かということでございますけれども、1、2のほかに、今後起こり得る、例えば公用車のリース契約を行うとか、これから起こり得るだろうという、例えばスポーツ器具、トレーニングサーキットだとか、ランニングマシンだとか、いろんなものが想定できるわけでありましてけれども、そういったスポーツ器具だとか、そして、該当するのではないかと考えておりますのは、例えば空き缶回収機だとか、今、図書館等で行っておりますコインキットとか、事務機器以外のそういった機器類もこの3号の支障を及ぼす契約ということに当てはまるんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） ありがとうございます。

今、2号の件については、施設とはどういったものをとということでしたので、内容までということは何っておりませんが、今の浄化槽であるとか、そういったものも含むという考え方であるというふうに理解をしておきます。

1号、2号については比較的わかりやすく書かれておるんですが、この第3号ですね。前2号に掲げるもののほかということ、大変総括的に大きくくりで書かれているところではありますが、この条例が制定された後、第3号に及ぼす契約の基準ですね。こういったものというのは、いわゆる施行規則、またはそのほか、何らかの方法で制定をされてくるんでしょうか、市長。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のお尋ねでございますけれども、これは条例ですから、実際に施行していくときには具体的に決めておく必要があると思います。ですから、各項に該当する事項というものを具体的に表示して整備していかなくちゃいけない。それは規則でやっていきたい、こう考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） これは本当は一番初めにしなくちゃいけない質問かもしれませんが、ここで言う長期継続契約、これは1年を超える契約ということで理解をするわけですが、この契約をするに当たって、例えばこの条例案でいきますと、第3条に5年以内とするというふうに書かれておる。例えば最長の5年というふうで契約をしようとした場合、その契約の仕方は、期間を、例えば5年なら5年というふうに定めた上で一括して契約をし、実際の支払い段階においては各1年ごとに幾らという契約になるというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘のとおりでございます。その期限の設定に当たっては、ここに書いてありますように5年以内ということで、役務の提供に当たっては3年。そして、あくまで基準でございますけれども、こういった機器類については5年というような目安を進めてまいりたいというふうに考えております。

支払いについては、1年単位で支払いを行っていくということになります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 同じく長期契約についての確認ですけれども、この82号の第2条の2項

の保守点検等のこの「等」の解釈でございます。どのような解釈で今後運営されるか。

そして、3条の5年以内という、「以内」となれば、2年、3年、いろいろあるんですけども、どういうものについてはどう考えているか、もしあれば、具体的にお伺いしたいと思います。市長、総務部長、どちらでもいいですが、お願いします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） それじゃあ、私の方から説明を申し上げます。

まず2号の「等」ということでございますけれども、これは前段にもございますように、施設の警備、清掃、保守点検等ということで、各種の項目をここに羅列しておるわけでありましてけれども、「等」というのは、羅列しておる言葉を結んでいる言葉ということで、包括的にこういったことを一くりに結んでいるという意味を持っております。

それから、5年以内ということで、先ほどの安藤議員さんからの御質問にお答えいたしましたように、役務の提供関係に当たっては3年、事務機器類については5年をめでにとということで考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 県内の市の方を調査したところ、21市の中で大体15ぐらい、今回の12月、あるいは3月議会、6月議会で議案が出ております。もう既に条例化されております。その中で、瑞穂市は、見てみますと美濃加茂市と同じような内容ですけれども、具体的に今回私が一番懸念するのは、先ほど安藤議員が言われた中で、具体的項目ですね。千葉市とか高山市につきましては具体的な項目について決めて、議会の中で議決して、そのものについて長期契約しておるといふふうになっておるんですね。今回、この条例が通ることによりまして、見えない項目について、議会に見えないという可能性が十分あります。その中で、私、一番言いたいのは、自治法の第234条の3長期継続契約の中に、昭和40年9月1日、長期契約が通れば債務負担行為は必要なしということなんですね。ここが大きいポイントなんですね。今回、この議案が通れば、この保守管理、あるいは事務委託、あるいは清掃等につきまして、具体的に言いますと各施設の、この間、全協に資料を出してくれと言ったんですけども、本来私の言いたかったのは、一般予算の13.委託料についての今回の長期契約の保守契約、委託契約、すべて入ってくるわけです。特にきのうの岐阜新聞によりますと、指定管理者制度を指定した市長の後援会が出ておる団体が指定管理者候補者で名前が出ておるといふことで、頭出しだけしておいて、条例化しておいて、細かい規則について執行部でやられると議会ではわからない。全国の長期契約をちょっととってみたんですが、千葉県の方ですと本当に細かく条例化して、そういう契約の年度を5年についてはこういうものだといふふういきちと出ておるんですね。今回、この条例につきましては十分審議しないとだめだと私は考えています。総務部長、最後ですが、

今回のこの長期契約の第2条の項目と第3条に「5年」というのがありますね。その辺の細かい、今回出さなかったその経緯について再度確認したいんですが、再度言いますけれども、今回この条例が通れば、自治法の234条の3の中に、長期契約をできるものについては負担行為は5年間よろしいというような通達も出ています。要するにこの条例が通れば、その項目について契約すれば負担行為はいいということで、あとは年度ごとの支出命令を出すということになるんですが、その辺の項目の整理、その辺はいいか。あと、5年間について、もうちょっと細かく、個別に出す必要があると思うんですが、再度確認します。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 13節委託料の関係でございますけれども、委託料の中には、先般資料要求がございまして、こういったものがあるかということはお手元の方へお示しをいたしました。資料の中身にこういったものが対象になるんだという、逐一中を詳細に記したものをお示しをさせていただいたということでございまして、委託料といたしましても、あくまでもここに掲げてございますように事務機器に関する賃貸契約ということで、労務とか、いろんな作業とか、そういったものの委託も含まれておるということはこの条例の中でも制限されておりますので、隠れた部分があるという御指摘でございますけれども、そういったものは私の方では考えておりません。

それから、5年以内ということで、5年間の設定ということでございますけれども、すべて5年以内にするということではございません。そのときの社会情勢の経済変動の動向だとか、それから税法上の減価償却期間、それから技術革新とか、この事業についてはこういう継続をしていくんだというめどもすべて勘案いたしまして、その期間を定めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 総務部長、議案の内容の出し方についての具体的な説明、ありがとうございました。

当初予算を見ますと、総合センターですと委託料6,500万、あるいは税務課の委託料関係、保守関係ですと7,300万、社会福祉であると障害福祉4,000万、牛牧南部コミュニティですと1,700万と、結構今回のこの条例案に対する考え方について、その「等」の使い方によっては非常に運用が甘く、議会の方に見えてこないというふうに私は考えています。

総合センターにおきましては、いろんな保守管理、あるいは随契等の絡みやいろんなものがあります。個別にいろいろプライバシーがありますので私は言いませんけれども、誤解されるそういうことについて、むしろ千葉県や別の市町のように、この項目については2年ですよ、この項目については3年ですよ、5年についてはコピーだけですよときれいな出し方をしてお

るんですね。私は、今回出されているこの内容ですと、議員さんもすべて一般予算を持ってみえるんですけども、再度、13の委託料を見ますと、すべてここに該当し、すべて市長の権限といたしますか、市長の中で行われると。むしろ予算を提案、議決は議員という役目の中できちっと、提案されたら提案された、それに対する執行はすべて議会が見えるように出すべきだと私は思います。

細かい内容はさておきまして、今回、この議案が総務委員会に付託されると予定しておりますので、私は、できれば継続するか、未了審議にして、もっと十分審議してもらいたいと。きょうも委員長も見えますので、その点、最後にこの審議について、どういう目的でどうなのかということをきちっと説明して、議場の中で採決するという形で、委員会で継続か、審議未了か、そこら辺しっかりと、今回わかりやすい議案の出し方の継続でお願いしたいと思います。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 今、安藤議員、若園議員等々からいろんな質問等が出ておって、執行部側の方も真摯に対応してみえて、返答があったかと思うんですけど、私はこの中でひとつ本当によく精査しておかなければならないと思いますのは、長期契約であられる契約のほとんどが随意契約であったのではなからうかと。そうしたときに、今後この条例が通って、来年度以降なしていくときに、今現在契約されてみえる業者がややもすれば優位に進んでいくんじゃないかな。その後も、これ5年ごとの区切りといいがてら、設備維持等々にかかわって、優位性の中において、半分独占契約になっていくんじゃないかということ等がひとつ懸念されるのではないかというふうに感じております。であるとするとすれば、契約の種類、4種類ある中に、随意契約というのがなぜなされておるかということを考えてときに、やっぱり必要であるということで行ってみるかとは思いますが、きちっと再度契約を結び直すときに、議会、あるいは市民の皆様、あるいは関係する同業各種の皆様にわかりやすい契約方法があるのではなからうかということを一いつ心配しております。そこらについて、市長、いかがお考えでしょうか。御答弁よろしくお願ひ申し上げます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 長期契約の仕方についての御質問かと思ひますけれども、長期に契約する、あるいは1回ごとに契約するという問題は、要するに契約のものの発注の仕方の問題として、契約の仕方ということにつきましては、その都度どういう形でいくのかということ是指名委員会で十分に議論をしていただきまして、どの契約方法が一番いいかということ結論を出しております。ですから、安易に何でも随契に走るといふことにはならないわけで、随契にす

る場合にはそれなりの論拠というものをしっかりと指名委員会で議論して、うん、それならということでやっておりますので、基本はあくまでも指名競争入札というのが私どもの発注の場合の基本でございますので、このルールは、こういう長期契約の場合におきましても何ら発注において曲げることは絶対にあり得ないということだけははっきり申し上げておきたいと思えます。

それから、ちょっと話は横へまいますけれども、先ほどの若園議員のお話の件でございますけれども、現実の問題として、こういう形で今対象で上がってきておりますもののリストで大体総額してみますと約2億3,000万でございます。2億3,000万、大変な金じゃないかという御指摘もよくわかりますけれども、逆にそれだけのものを契約していくのに、毎年機械的な事務の繰り返しをしておるといふ現実も理解していただきたいと思えます。これが単年度会計の欠点なんですけれども、その辺を是正していくために、そしてまた長期的な視点で発注を考えていくということを考えた場合に、私はむしろ事務の改善、あるいは管理体制というものをしっかりと見直していくという意味で、この長期契約は行政の改革に大きな役割を果たすものだというふうに考えておりますので、ちょっと補足させていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 市長の見解はわかりました。しかし、234条の3の条項は契約の締結という文言の中にあり、167の17は長期契約にということでありますので、先ほど市長が言われました契約等々ということは、議員諸氏皆さんが押さえてみえることであろうかと思っております。だから、私は、もう一度同じことを申し上げますけれど、今までの契約者が今後の長期契約において検討なされるときに優位になられるんじゃないかと。ただ、その優位というのは、逆に返していいますと、167条の17で上げてありますように、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取り扱いに支障を及ぼす契約が3項にありますが、「事務の取り扱いに」という文言があるもので、これを指しておるのかなというふうに思うんですけれど、であるとするのであれば、本当に公正な競争、あるいはいろんな意味での管理運営を考えたときには、どう考えるのかなということに難しい問題が生じるんじゃないかということをお心配しておるといふことが私の趣旨でございます。以上の点を踏まえた上で、またいろいろ議員諸氏が賢明な判断をなされればよろしいかと思っておりますので、私の話とさせていただきます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 11番 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 今度の契約を長期契約をできるようにするということですが、私は、契約の基本原則は1年が原則だということまでやってきましたし、今もそうだと思うんで

すね。例外的に長期契約を認めるというのが法の趣旨だと思うんですが、その辺の基本原則は1年が基本原則だということで確認をしていいのかどうか、市長の考えはどうか、お願いしたい。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 市の財政運営というのは、あくまでも単年度会計ということでございます。だから、この基本は、これをやるからといって決して崩れるものではないというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） そういう基本原則を確認できるならば、例外的に今後認める長期契約というのは業務の内容を明確にしていく必要があると思うんですね。先ほどの市長の答弁ですと、規定で細目を決めていきたいという発言がございましたけれども、私はこの議会で論議できる条例でその内容を明確にしていくということが必要だと思うんですね。そういう点では、今回の条例の第2項では、警備、清掃、保守点検等ということで、「等」の幅が非常にあるということ、明確でないということですね。さらに3項では、長期契約の締結をしなければ当該契約に関する事務の取り扱いに支障を及ぼす契約ということで、非常に幅がどんどんどんどんと解釈によって広まっていくということがあるわけですね。そういう点で、私は条例によって明確にし、議会で論議をして決めていくという方法が必要じゃないかと思いますが、市長はどう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これをどこまでも拡大解釈できるかどうかということ、これは議論の分かれるところかなと、こんなふうに思います。あくまでもここに表示しております基本の枠からは絶対に逸脱できないわけでございますので、この枠の中で対象にするものをどうするのかということは規則で整然と整理をしておけばいいと、このように考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 私は議会でいろいろ論議をしてということで、先ほどの若園議員と同じように条例で明確にすべきだという見解を持っておるとのことだけ申し述べておきます。

次に2点目の質問ですが、5年以内という期間になっておりますが、私は5年以内というのは長過ぎるんじゃないかと思っております。その理由として、一つは、市長の任期も4年ですね。議員の任期も4年。自分の任期以外のやつまで決めてしまっておくということは責任上果たせなくなることになると思うんですね。そういう点から、この5年というのは長過ぎると。最低でも4年、さらに言えば3年ぐらいという意見を持っておるんですが、その辺はどう考え

てみえるか、お尋ねしたいと思います。市長にお尋ねします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これ、任期とは関係ないと思うんですね。といいますのは、今の小寺さんの御意見でございますと、例えば私が就任しまして、一番初めの年は4年までできる。次の年には3年までしかできない。最後は1年しかやっちゃだめだという論理になっちゃうんですよ。要するに任期を一つの縛りとして考えた場合。そうじゃなくて、私は、こういうものを契約発注する場合に、どのぐらいの年限が一番適切であるかということ考えるべきではないか、こんなふうに思います。一番長い年数で5年を設定していますのは、機器のリースというのは大体5年が一つのめどになっておりますので、その辺を一つの物差しに使っているということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 市長の考えはわかりました。

もう一つの理由は、仕事を担当する職員は大体5年以内には配置転換をして仕事をかわるということがございますね。そうすると、次に契約するときにはその契約の状況もわからないという状況になって、契約する業者の言うまま、さらに有利になってしまうということが発生しないかどうか懸念をするんですが、その辺はどうか、これは総務部長、担当部長、どうでしょうね。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でありますけれども、例えば職員が異動でかわってもその事務が滞るということではいけませんので、きちっと継続できるように体制は当初からそういう考えで取り組んでいくということでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） この議案について質問いたします。

9月議会で瑞穂市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例という議案が通っております。この中で第5条に公募によらない指定候補者の選定という項目がありましたが、例えば今回のこの議案が通った場合に、公募によらない業者が5年長期契約をするという場合が出てくる可能性があるのではないのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、9月議会で議決をいただきました案件とこの長期継続契約の関係とは全く違うというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 直接関係がないということはあれですけど、そういう可能性が出てくるか出てこないかということをお答えください。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 可能性って、ちょっと今考えられないんですけども、出てこないというふうに考えております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 6番 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） この第2条の1に関する事務機器については、例えば皆さんが自家用車等を持っている場合、リース契約等ありますので、これは理解できるわけですけど、2番目の施設の警備、清掃、保守点検という観点からですと、例えば、現在施設公社でやっている業務内容の中を見ても、施設公社の寄附行為の4条の中に公用施設及び公共施設と具体的に書いてあるんですから、今回の第2条の(2)も施設の警備、保守という細かいところまでじゃなくて、公用施設、あるいは公共施設の維持管理というような格好に文面を直したらいいかなというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ここにこの条例を出させていただきました趣旨は、対象はすべて公共施設ということでございますので。

6番（松野藤四郎君） ですから、細かく警備とか、保守とか、清掃というんじゃなくて、公共施設か公用施設の維持管理だと。その契約だというふうにした方が、何々等と書いてあるから、余計難しく解釈するんじゃないかと、私はそう思うんですが。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ちょっとよくわかりませんが、御指摘の件は、すべて公共施設、何々公共施設、何々公共施設と、それぞれ個々に上げよという意味でしょうか。先ほど申し上げましたようにこれはすべての公共施設が対象ということになりますので、一括してということでは上げております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 先ほどから、皆さん、「等」という言葉の解釈とありますが、そこを考えると、私は具体的に公用施設、公共施設といったふうに文面を直した方がわかりやすいんじゃないかということで質問したんです。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 大変失礼をいたしました。ちょっと勘違いをいたしました。この2号の「施設の警備、清掃、保守点検等」という文言を削ってしまって、「公共施設の維持管理に関する委託契約」というふうに直したらどうかということでございますね。あえて私の方、警備とか、清掃とか、保守点検等というふうな文言の方がわかりやすいだろうということで提示させていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 先日いただきました業務の取り扱い、ここまで入ってよろしいですか。だめですね。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 7番 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 今までいろいろな方が御質問されましたんですが、やはり一番基本になりますのは、地方自治法第234条の3の中に、長期契約は電気、ガス、もしくは水の供給、それと不動産の貸借と書いてある。この三つ、ライフラインの一番大切なところは長いこと契約してもよろしいですよ。それから不動産、これは最大60年という契約が借地借家法の中にありますので、この中でやはり長期契約は必要でありますよと書いてあります。長期契約、非常に金額が大きいですし、それから勉強会のときにいただきました資料によりますと、それほど金額の高くない項目ばかり出ておりまして、詳しくいただいた議案第82号に関する資料の中で100万以上の内容を見ますと、相当数のところが100万以上の契約をなさっていると。やはりこれだけの金額が支出されるということになりますと非常に問題が多くなると思ひまして、それと、やはり我々、市民の皆様方に負託されて出てきました者としてしましては、とうといお金ですので、先ほど市長の方から毎年毎年膨大な契約が要ると。これも市長の一つの職務でございますので、やはり大きい金額は長期契約にさせていただかない方がいいのではないかなあという私の意見。

それと、長期契約していただきますと、その企業さんの信用度というのが非常に左右されてきますので、今までどおりの方法でもいいのではないかなというふうに私は思います。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 先ほどから大勢の方が質問されてみえるわけですけど、私も仕事とし

て20年くらい契約をやってきたんですが、やはりこういう官公庁のものは、どこでもですけど大体1年というのが原則なんです。それは市長も御存じなんです。いろんな細部は規則で決めるとか、いろいろ言われるんですが、契約自体、例えば指名にしたって、官公庁は全部一般競争入札が原則なんです。その次、指名とか、随契とかいろいろあるんですけども、その契約方式もさることながら、長期間にやるということは、先ほども5年くらいで事務機器が云々と言われたんですが、パソコンなんか、私もまだやりかけてあれなんですけど、5年もたったらとんでもなく変わっているわけですね。そういう点から見て、いろんなことはやはりできるだけ単年度で。これが、例えば企業で合理化をすると。150名のやつを130名にするというときに、こんなこともやっていきたい、こんなこともやっていきたい。法に何とかすれすれだということならいいんですけども、別に事務の簡素化でいろいろ、市長の話じゃないけどやってみえるわけですけども、簡素化するところはあると思うし、1年の契約ならば波動がありますので、暇なときに調査をしておく。そのときに、事務はぱっと出すだけ。そういうことなら、そんなに私は手間はかからないと思いますので、私は短期間で、会計年度のとおり、原則として、一部の電気、水道だとか、先ほど浅野議員も言われました特別のものを除いて、原則的には長期でやるべきではないと思います。それについての答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 単年度会計が基本原則だということは申し上げました。ただ、単年度会計の中で契約していく事項で、全く同じことの繰り返しになっている事務というのが今の典型的なこういうものなんです。だから、要するに一番初めの契約をするときにしっかりと議論しておけば、そのままでいいんじゃないだろうかというのが私どもの思いです。毎年毎年契約書を交わしてみても、一番初めに話したときのことがあくまでもベースで動きますので、それは単純な事務の繰り返し以外のものにはならないと思います。そういう意味で、私は長期で一つのものについて対応していくということは、そのものの動いている間はどうするんだということで、しっかりと逆に初めにやるべきだと、こういうふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 考え方なんですけれども、これだけ社会情勢が変わるとき、いろんな状況が変わるときに、例えば5年に決めたものが、そのときにチェックしておけば、あとはいいと、そういうもんで私はないと思います。常にそれが仕事なんですから、社会情勢を見て、いろんな状況を見て、この単価はいいだろうか、あるいはこの価格はどうなんだということは仕事の一部ですから、それがふくそうするとか、そういうことは違うと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これは質疑じゃなくて議論になっちゃいますので、私はこれ以上展開し

よいと思いませんけれども、例えば私、逆に質問しますけれども、5年間リースで契約したものを、明くる年、新しい機器が出てきたで、あの契約はなかったよということはできますか。現実の問題として、できないようなことを議論してみても意味ないと思うんです。だから、その辺は逆にしっかり考えていかなければいかんのではないのでしょうか。初めに買うときに考えるべきだと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） ちょっと考え方なんです。議論じゃなくて、規則。初めのときに、市長が、議員の皆さんが質問されて、細かいことは規則で決める。それなら、ここで堂々ときちっと何と何をやるとか、長期はできるだけ避けるべきだと思います。短いものはこれとこれはやるということとか、きちっとその辺のところはやっていただきたいと思うんです。その考え方なんですけど、規則で決めるくらいなら、今、議会で決めていきゃいいじゃないですか。これだけ皆さんが言われるんですけど。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） この長期契約に対して、皆さんの方からの御意見を聞いていると、議論になっていくような状態なんで、総務委員会にこれは付託されるんで十分審議すればいいと思うんです。ただ、自治法の長期契約の改正がされて、長期契約もできるという条例になったということの根本を何も言わずに議論しておってもおかしくなるんで、まず改正になった原因は、どういうことになったかということをもっと教えてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でありますけれども、これまでは長期継続契約を行う場合は、債務負担行為の手続きをとって、その事務を行うということになっておりましたけれども、それが簡素化されたということで、まずは1点目といたしましては、先ほどからも話が出ておりますように、事務の効率化を図るというふうに考えておりますし、そして、長期契約を行うことによって、請け負う側も長期展望ができるということで、私の方から見たときでも若干なりともコストが削減できるのではないかと。そういった意味で、長期継続契約を行うことによって、非常に優位に展開ができるんじゃないかなというふうに考えております。もとこの法の改正に当たってはそういった趣旨で行われたと。そしてまた、民間側、請け負う企業側も長期にわたって優位に展開できるということでございますので、法の趣旨としてはそのように考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） この法に沿ってこの条例を出されたということですが、私は本当のことを言いまして、事務機器に関する賃貸契約、そして施設の警備、清掃、保守等は初めから随意契約でなされておるんですね。発注の仕方は、やっぱり指名競争入札の中で審議されるということですから、毎年これは同じこと、変わらないんじゃないかなと思うんですね。変わらないのに議論をされていると。1年1年でも5年でも、コンピューターのリースは、我々企業をやっているものから見ますとやっぱり5年ということではっきりしているんで、保守からソフトから全部そうなんで、それを狂わすことはできないんで、やっぱり5年契約ということをしているんで、これ当然な普通の常識の中で行われていることなんですね。行政だけが1年1年というのはおかしいなと思っておる私なんですけど、毎年こんなことをしても、長期契約をしても、一つ一つのものについて審議しなきゃいかんということにははっきりしているんですね。事務の関係だけの合理化じゃないかなと思っているんです。幾ら変えても一緒じゃないかなと思うんですね、金額的には。もっとしっかり物が見れるんかなと。5年なら5年、3年なら3年でやれるんで、しっかりやれるんかなと思うんです。それが、議論がおかしな方向に行くという議論になってくるんで、その辺の根本がちょっとわからないんですね、私は。何じゃごまかされるんじゃないかなという。今と一緒にじゃないかなと私は思うんで、その辺のところ、ちょっと考え方があれば、ひとつお願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘をいただきましたとおり、お示しをしました資料を見ていただきますとわかりますように、毎年の繰り返しということでございます。これまで単年度でやっておったことを、仮に3年契約ができるということであれば、その3年間の毎年事務を行わなくてもいいということで、御指摘ございましたように毎年の繰り返しということでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 20番 山田隆義君。

20番（山田隆義君） いろいろこの議案につきましては多くの議員の方々がお尋ねされておるわけでありまして、私はこの議案は、地方分権時代における事務の効率化、経費の削減というようなことが目的で、いろいろ契約の方法を変えた方がいいんじゃないかということだろうと思うんですけれども、しかし、一般企業は経費の削減、事務の効率化をやっても、万が一事故があったり、過失があったり、そういうことがあっても自分持ちなんですよ。ところが、行政は自分のお金じゃないんですよ。多くの方々の税金で行政は行われておる。そのために、よ

り高度な監視、適正な執行、こういうのが要求されるわけですよ。万が一の過ちがあってはならないということで単年度行政が基本なんです。それと事務の効率化は一緒じゃないんです。事務の効率化と、きちっとチェック機能を果たしてやるということとは一緒じゃないんです。きちっとやればいいですよ。複数年度で何事も過ちは起きない。絶対起きない。市民のためになるんだ。経費の削減にしてもなるんだということであればいいんですけど、そんな保証はありません。そのために、職員の人事異動でも、癒着があってはならんと。癒着がないという保証はないので、3年前後でまた職場が変わるということなんでしょう。完全に100%効率が図られて、信用できれば、7年でも10年でも同じ職場でやった方が効率が図れるんじゃないですか。だから、そういうことをしっかり、我々は市民の代表である議員である以上、きちっとそういうことをただしていく義務があるんですよ。だから、私はこの条文の内容においても、「等」ということは、簡単なように見えますけど、大きく解釈ができる部分もあるんです。だから、この議案を通そうとするならば、市民だれが見てもはっきり明瞭にわかるという議案でないといけないと思うんです。疑念が残る議案であれば、より慎重に審議をすべきだと思っておりますので、今後、総務委員会に付託されますので、その点をしっかり精査して、委員長報告の中できちっとやっていただきたいと、かように思います。私は総括質問じゃございませんが、執行部と議員が皆さん、中におられますので、私の要望をしておきます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第83号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第5、議案第83号瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 8番 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 都市整備部長にお尋ねをしたいと思います。

この区画整理事業につきましては、長良川河口堰の関連の治水対策事業ということで、建設省から国土交通省の直轄で、市とタイアップしてのこういった事業、工事がなされて、完成してきたわけでございます。その中におきましての用途の決定でございますが、この決定までにどのようなふうにして決定をされてきたか。県とか、それなりの知識のある、そういったあ

れと十分な協議をして決めてきたのか、そこら辺のところをまず伺いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 地区計画決定までの流れでございますが、おとといも勉強会で説明しましたように、犀川地区の組合の理事会がございます。理事会の方へ、17年、ことしの2月23日にお示しをいたしました。続きまして3月7日、総代会にお諮りしました。その結果、御同意をいただきまして、3月18日に関係地権者へのパンフレットを全地権者に送付いたしました。

続きまして、計画原案の縦覧ということで、6月8日から6月21日まででございますが、全地権者からの縦覧ということで、御意見を聞くということで、大体四、五十名の方の御意見を聞きまして、別に反対とかいうことはなくて、御質問等がございます、まとめております。

あと、7月4日に岐阜県の方へ事前協議を行っております。

事前協議の後、8月3日に局長さんの承認をいただきました。

その承認後、計画案の縦覧ということで、8月4日から18日までの間、縦覧を行いまして、御意見はありませんでした。

あと、8月22日に瑞穂市の都市計画審議会におきまして答申をいただきまして、それを踏まえて、知事の同意を11月1日にいただきまして、決定の告示を11月16日に行っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 8番 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 御案内のように、ここの環境整備につきましては、本当にそこらにない堤防の高さに整備がされております。本当に環境がよくなっております。近くには、御案内のように豊臣秀吉の関係しました一夜城がございますが、一夜城より高くなっておりまして、本当にちょっとない。また、その周辺はまだ20万平米ぐらい水辺の環境整備、こういうものも将来はされるというふうに市長からお話をされております。そんな中におきましてのこの用途決定でございますが、住商併用地となっておりますね。いわゆる住宅と商業地と併用、混在をさせちゃう。私は日照権とか、生活環境からいきましたら、絶対に併用させるべきではない。やはりこれだけのところですから、幹線道路際あたりは商業なら商業というふうにして、住居と商業地と併用させちゃう。区画整理でやったんなら、むしろ混在しておるのを分離させるのが区画整理だけではないかと思っております。はっきり申し上げて、ビルの谷間になったりとか、日照権の問題、生活環境、やはり商業がありますと、その前に車をとめたり、生活環境が悪くなる。だから、むしろ住宅地と商業地を、同じ中でも完全に分離をさせた、そういうまちづくりが今求められておるのではないかと、そんなことを思うわけでございます。

静岡県あたりは区画整理が進んでおります。焼津あたりにおきましては、こういった住宅と、

そしてから商業、また工業も混在しておるところがございます。それを区画整理で分離をさせております。1,200世帯ぐらいある住宅を1,000世帯ぐらい移動させて、商業、工業分けた区画整理を現在完成しようとしておる。そういったところも現実にあるわけですね。ですから、こういった決定、住民の地権者はそういったことがわかりません。行政が線引きをするということは本当に将来のために大事なことであります。ですから、こういうことを決めるまでに、やはり議会の産業建設委員会等々にも話をしながら、そういった先進地を見せて、どうかということ、事前のそういう協議ぐらいはあってしかるべきではないか。もう決めちゃって、はい、これであれしてくださいよということではなく、私はぜひともそういったことをやって、本当に住居と商業地の併用でいいのか。日照権の問題、いろんな問題が出ております。生活環境、今申し上げた、やはり商業と住宅と重なりますと車を前にとめたり、環境は悪くなるわけでありまして、本当にそれでいいのか。そこら辺のところ十分に協議をされて、知識の高いまちづくりをしておる、そういった意見を聞いて決められたのか、それが聞きたかったわけでありませぬ。その点について、産業建設委員会もでございます。建設委員会あたりぐらいでは、こういった住商混在させた方がいいか、また分離して、すばらしいまちづくりをしておるところもございますので、そういったところぐらい案内をして、決定しても遅くはない。地権者なんていうのは本当にお百姓の方で、そんなことはわかりませぬ。こっちが言えば、ああそうかなと思うぐらいであります。やはり行政がその用途を決めていくということは、しっかりと先を見据えて、後にそういう問題が起こらないようにしていくのが行政のあれでありまして、十分なそういう検討がなされたか。まだまだ私はするべきではなかったかと思ひます。そのことについて、部長の意見をひとつ聞かせていただきたい。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 私の方の考えは、犀川堤外地につきましては、当初あの地域は住宅地域ということでございましたが、やはり社会情勢の変化、あるいは土地の、今言われたような犀川遊水池の中の河川区域であったところの区画整理ですね。これは特殊な事業でございます。やはり日本で初めてのケースだと思うんですね。そういう中で、当初の目的というもの尊重しながら、瑞穂市全体の用途のバランスとか、隣接する墨俣町の住居地域の後背地も考えながら、事務局として、土地利用される方の御意見を聞きながら、やはり商業となりませぬと非常にいろんなものができるわけですね。そういうものも考慮して、住宅地にふさわしいような商業地が一部できるような併用の土地利用計画ということで、第2種中高層、あるいは第2種住居地域ということで、土地の利用のしやすい、さらに環境整備ということで親水公園をつくるということで、子供たちが集まってくるということからも、やはりこの用途がいいということで考えておりますので、御理解をお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 当初の始めるときのということでございます。そのこともよくわかるわけですが、先ほども申し上げましたように、こんな環境のいいところはないわけですね。柳津に流通センターがございます。あそこの流通センターでも、本当に事務所だけ持っておるところもあるわけですね。そういった優秀な事務所、本社機能といいますか、そういった事務所を持ってくるようなあれがこんなところに入ったら、本当に財政の面とか、そういった面でも本当にいいのではないかと。環境がいい、本当にあれだけの高いところで、水は絶対つかない。周りの環境、先ほど申し上げました水辺の環境整備等も含めて、環境のいいところですから、企業にどうですか、こういったところはというPRを行政としてして、入る。入れば、そこに雇用の創出もできるわけでありまして、住宅地はまだ市内に幾らでもあるわけでありまして、そういったことも民間ではできませんから、だから、行政はそのくらいのことを先を見越して考えてしたらどうかと、そういったことを考えて私は申し上げておるわけでありまして。その点、市長、どんなふうにお考えになっておられるか、市長の意見もちょっと聞きたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の堀議員の御意見というのは、この地域を、確かに御指摘のとおり、瑞穂市としては一番中核的な役割を果たしてくれる土地だと思っております。そういう意味で、今の御意見も非常におもしろい、まちの将来に向かっての御提案だと思っております。ただ、これは、あくまでも地権者の考え方というのが非常に大きくきいておりまして、この場合、区画整理事業を展開していく過程の中での一つの動きでございます。現実の問題として、商業地区をこれだけ設定したわけでございますけれども、このときも地権者の方々といろいろと意見を交換していく過程の中では、住宅地で開発するという話じゃなかったかと。なぜ方向転換するんだというような形でのかなりきつい御意見もございました。ですけど、今の時代の変化の中で、こういう機能も必要じゃないだろうかということでお話ししてきたというような経緯もございまして。だから、今の計画案というのは、地権者の御意向というものを非常に強く踏まえた形で設定しておりますので、そういう関係を知らずにして絵をかくのとは、御指摘のように大分違った形になっておるか、こんなふうに思っておりますけど、この地域が私は生きた区域になってくれればと、こんなふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 考えはわかったわけでございますけれども、いずれにしても柳津町が今度岐阜市に合併します。流通団地のくろに、また5ヘクタールかそこらの用地を新しく取得されまして、そういったあれを入れられるということでございます。やはりそれに比べたら、

環境は非常にいいところでございます。地権者はそこを住宅地にして自分に住まれるわけではございません。ですから、話をいろいろすれば地権者もわかってくれるのではないかと私は思うわけであります。行政として、あんないい場所はない。だから、雇用の創出も図れる。財政のそういうものも見込める。やはりそういったことも考えますと、本当にこんなところはない。そんなところから、本当にそういうことをもう一度考えるべきではないかと思って、私としまして、考え方を申し上げたところであります。以上で私の質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 83号の地区計画区域内における建築物等の制限の資料の中の最後のページの別表の確認をしたいんですが、今現在、地区計画の区分の中で、住宅とか商業地になっていますけれども、都市計画法でいう用途制限の中の用途ですね。例えば第1種住居とか、商業区域というふうな、多分岐都計で平成20年の3月、4月に計画決定されるんですけども、置きかえる場合、例えば住宅地であれば第1種低層住宅地区か、あるいは第1種中高層住宅専用地域か、その辺の区分はどういうような考えか、お願いします。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 住宅地の部分につきまして、用途の方向性というのは、第1種低層住居専用地域です。二つ目の12メートル沿いですが、これは第2種中高層住居専用地域です。3番目と4番目につきましては、第2種住居地域でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今回の条例、先ほど掘議員もちょっと質疑があったんですけども、今回、この都市計画法でいう用途区分、いろいろ用途制限の概要があるんですけども、あえてここで規制するのは、例えば第1種住居地域であれば、本来できる公衆浴場とか、附属建築物等、あるいは畜舎というふうで各用途ごとに制限をかけて、岐阜県の瑞穂市独特の本来の都市計画法でいう用途制限の中で、地区計画で建てたらあかんですよというような規制をかけておると思うんです、はっきり言って。それはすばらしい市長の考えでもあり、地権者の考えでもあるんです。その中で、都市計画決定の策定の概要の中で、先ほど説明がありましたように、地元説明は17年2月23日、これは要するに犀川堤外地の区画整理の理事会、そして3月7日については総代会、そして計画案の縦覧ということで、平成17年6月8日から21日、2週間の縦覧をかけておるんですけども、本来この計画決定する地区計画について、岐阜市と大垣都計の線引きの年度が違うということで、地区計画の計画決定される中の計画決定の行為の中に、

計画案の縦覧、そして都市整備局長の事前協議、要するに平成17年8月3日、そして最終的に決定の告示、最後に議会の条例案の上程ということで、執行部の考え方、地元の考え方、そして議会の考え方を踏まえた決定について議論していかないと、確かに都市計画決定のマニュアルの中で流れが来ておるんですけども、今後、いろいろ瑞穂市の中では見直しをかける区域もありますので、今回の条例案を提案される決定事項の順位ですね。ある程度の素案についての協議、その辺の考え方は、今回は犀川堤外地でもう最終的に議会で計画決定の地区計画の条例案をするんですけども、例えば市の方で、今後線引きの見直し等について、事前にある程度議会の考え方も、教えてもらえればと思うんですが、その辺の考え方、市長、どうですか。議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 瑞穂市としまして、合併を契機に都計というものに対しての考え方を一度整理しなければならぬと思っております。そのあたりにつきまして、どう考えるということとは逆に皆さんともいろいろと議論してみたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今回の犀川堤外地につきましては、瑞穂市の特性を生かしての地区計画だということで、今後、都市計画の決定につきましては、地元、そして都市整備局長との事前協議について、あくまでも議会と十分協議するということでございますので、今後ともよろしくお願いたします。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 犀川の改修については、何に使ってもいいということで当初はあったんですが、それぞれ規制をかけてやっていくんですが、地権者、多分570名近くの方がお見えだと思います。土地の持ち主200平米以下という方がたくさん見えると思いますが、そこら辺の地権者の皆さんの合意はすべてなっているのか、それをちょっとお聞きしたいんですが。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 面積ですか。小ちゃい地主ですね。これは全部行っております。地権者全部に行っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） それから、100ヘクタールの土地があるんですが、例えば住宅地の関係ですが、最終的に何年ぐらいの計画で住宅を、例えば200軒、300軒と予定がされておると

思うんですが、充足されるのはいつごろでしょうかということです、希望としては。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） これは土地の所有者の意向で違いますので、何とも言えません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 産建の委員として申し上げるんですが、いろいろ産建の中でもお話があったというふうに思うんですが、立派な広大な土地がありますから、空間を利用するといえますか、それから防災上の対策の関係で地中化という話を持ち上げてきたんですが、すべてやってくださいという話ではないんですが、18メートル道路等についてはそういった配慮をしていただければいいかなと思うんですが、市長さんのお考えをちょっと聞きたいんですが、よろしくをお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） それは区画整理事業のあり方についての御議論かと思えますけれども、あの区画整理事業で認められている事業の範囲の中にはそれは入っていないわけでございます。ですから、それをやるとすれば、市が単費でいくと。補助金はございますけどということになりますけれども、果たしてそこにそれだけの大きな投資をするということが、まち全体のバランスの上でどうだろうかということも考えなければならぬかと、こんなふうに思います。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時36分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第84号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第6、議案第84号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 84号の審議の前提として、執行部にお聞きをしておきたいんですが、とりわけ市長にお聞きをしておきます。実は昨日、ほかの議員さんにいただいた「週刊ダイヤモンド」（2005年11月5日）の32ページに、皆さん御存じのとおりだと思いますけれども、一番上の見出しで「愛知県と瑞穂市の年収格差は274万円」。市職員と県職員の違いはありますが、274万円といえば中型の新車が1台買えるお金だと思いますけれども、その下の「平均年収が低い地方自治体順位1番」、どこですか、これ。瑞穂市（岐阜県）528万円、平均年齢40.1歳。これは、具体的にどういう資料の何を根拠にこういう調査をしたのかということについて精査をする必要があるかと思えますけれども、いずれにいたしましても「週刊ダイヤモンド」、社会的信用がある程度あるでしょう。そういう本がこういう資料を出されておる。瑞穂市、全国の低い方からトップであります。それで、10位までを見渡してみますと、特徴的とも言えると思えますが、10番までに岐阜県が三つ入っておるんですね。ということは、推測すれば、全国の中でも岐阜県は職員の給与は安い方ではなかろうかというふうに思うわけですけど、このことと、瑞穂市の議員の報酬も、平成14年度の調査によると全国の5万規模の類似団体からすると最下位です。まだ一つ下にあったかもわかりませんが、ほとんど最下位。要するに瑞穂市の職員、議員の報酬はほぼ全国的に見て最下位ランクなんです。この事実を踏まえるならば、全国どこでも市職員のやる仕事は違うんですか。議員のやる仕事は違うんですか。どこの地域だけ、県だけ、市だけ特別やられるんですか。だから、高いんですかということをお私に率直な疑問として思っているわけです。特にこのことを言うのは、やはり平成14年の調査では、じゃあ瑞穂市の三役の給与はどうですかと私質問したでしょう。全国の平均よりも少し高いです、類似団体で。これは全部具体的数字も調べて、明らかにしたとおりであります。三役の合計、市長だけが高いわけじゃないですよ。助役、収入役、三役全部合計をして、三役としてのやつを足すと平均より高いんです、瑞穂市は。職員と議員は全国最下位クラス、三役は全国平均よりも高い。そのときの言い方は、よそがどうかじゃない。自分たちがどうかだと。なるほど言葉としてはまことに主体的でいいですよ。結果はどうですか。議員と職員は全国最低、三役は全国類似団体の平均より上。こんなことが当たり前にかかり通るのか。本当に私、市民にも言いたいんだけど、市民もそれを見て、どう思うか、普通の常識で考えて。考えてもらいたい。どの県で、どんな市で生活するにも最低限必要なものは要る。住宅ローンを抱えているものはその返済をしなければいけません。子供を高校や大学へ行かせれば、まして私立へ行かせれば、どれだけお金がかかるか。愛知県と瑞穂市の年収格差274万円。274万円あったら、子供の仕送りにどれだけ助かるかという事実がございますので、ぜひこの84号を審議する前提として、市長の認識をお聞きしておきたいと思えます。以上であります。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 職員の給料が高いか安いかということをお今は官官でお比較になりました

ですね。それをどういう比較をするかということで、官民で比較した場合に、民の方はこの数字をどうお考えになるでしょうか。これが私の一つの物の考え方でございます。

それからもう一つ、「週刊ダイヤモンド」の528万という数字がどういう計算で、それからどこまでのものが含まれているかということも見てみないと、一概に高い安いは言えないと思います。テレビでもいろいろと騒がれておりましたように、大阪に勤めてよかったねと。手当がどんどんついているのか、ついていないかというようなところまで見ていかないと、一概には言えないんじゃないかなと、こんなふうに思います。

それから、私どもの特別職の報酬が平均じゃないかという御指摘でございますけれども、私どもとしては、あくまでも報酬審からいただいた答申をベースにして考えております。端的に私の個人的な感情から申し上げれば、もう少し安くしていただいた方が自分ありがたいなというのが心情でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） この問題で多くを議論するつもりもありませんが、今の1点目の官と民と比べてどうかという話は、私が最初申し上げたことから土俵のすりかえだと思ふ。私は官の中での比較を言っておるんです。官の中で比較をしたときにどうかという、その土俵の中での議論をお願いしておる。それを官と民でと、そんな問題じゃないです、そんなことは。

二つ、どういうものを含めてこの528万が出ているかということもありますけれども、どういうものかは私はわかりません。けれども、わかることは、ここに書かれておるほかの自治体も同じような内容でもってはいじっていると思うんですね。瑞穂市だけ、ほかのところには入れてないやつを入れたり、あるいは入れたやつを入れなくしてしまったりというような物差しは当てていないと思います。同じ要件で比較をしていると思います。ですから、今の2点目の話も問題外だと思います。

3点目の報酬審の問題については、これは前に議論をしたところでありますけれども、報酬審が言われたから、言われたとおりじゃないと思う。報酬審が出してきたものに対して、市長みずからの考えはどうなのかということ踏まえて、議会に提案する権限を持っておられるんです。それを自分はこうだけれども、報酬審のことをそのまま通しました。こんな言い逃れはありません。それを提出する権限があるのは報酬審にあるんじゃないんです。市長にあるんです。そこのところもごまかしです。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 11番 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 今回提案されてきた説明資料の中に、17年8月の人事院勧告及び同年

9月の岐阜県人事委員会の勧告を踏まえてということで提案がされておるんですが、国家公務員に出した人事院の勧告と県の職員に出した人事委員会の勧告との違いはあったのかどうか、違いがあるなら、どこら辺が違ったのか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 国の人事院勧告の基礎に基づいて、県は若干給与表の取り扱いが異なっておりましても、その基準を踏まえて提案させていただいたということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 今回提案されておる給料表の実施時期は18年1月1日に適用するという実施日になっておるんですね。国の勧告は17年の4月1日実施ということで、その違いがあったと私は認識しておるんですが、その辺はどうなんですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 市の方針といたしまして、職員には生活給として支払っておるわけでありましても、一度支払ったものを4月までさかのぼって減額するということがいかなものかという市の判断で、市といたしましては、国の人勧に基づかずに、平成18年の1月1日からこれを適用させるという方針を出したということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） そうすると、要するに国は17年4月1日ですけれども、瑞穂市単独で18年1月1日実施と判断をしたと。それは職員に今まで払った給料を返せということはいかなものかという判断でそうしたということですね。

それで、この1月1日現在実施を適用いたしますと、期末手当、勤勉手当がございませぬけれども、期末手当も18年1月1日ということになりますので、0.05ヵ月分の引き上げが実施されないということになりますね。そうしますと、引き上げられる分がなし。また、今までもらった分は取られないということの差し引き勘定は、職員としてどうなるのかということが一つと、議員と特別職については報酬は全然関係ありませんから、期末手当の実施がおくれるということで、0.05ヵ月分は17年度は実施されないということで、要するに実施が1年分おくれることになるということでもいいのかどうか、お尋ねします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 今回の人事院勧告に基づかないということで算定をいたしました額でございますけれども、総額で95万1,700円でございます。要するに職員一人ひとり、4月までさかのぼって減額した分と、そして12月に0.05ヵ月分を差し引きしますと、その差額は95万

1,700円になります。そして、議員さんの関係でございますけれども、議員さんは減額の遡及もございませんし、職員と同様な扱いということで、1月1日からということで計画をさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 今回の回答ですと、要するに平均賃金で職員の支給額が90何万円、差し引きすると職員がそれだけもらえなくなる、要するに損するという意味ですか。もう一遍はつきりお願いします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 資料にもございますように、今回の人事院の改正は0.3%、1,000分の3が減額ということでございます。それを計算いたしまして、その0.3をすべての職員に計算をいたしますと、0.3%を4月までさかのぼった合計額、そして12月に0.05ヵ月分を算定いたしました額と差し引きいたしますと、先ほど申し上げました95万1,700円ということでございます。マイナスです。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 全職員ということですね。はい、わかりました。

それともう一つは、職員の給料を比較するときに、国家公務員の給料を基準としたラスパイレス指数というのがございますけれども、その指数は、瑞穂市は岐阜県の都市の中で順位は何番か。その順位を書いた一覧表があれば、資料として提出してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ラスパイレスの何番かということは、計算をしないとちょっとわかりませんので、後で資料を差し上げたいと思います。よろしくお願いします。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ラスパイレス指数、市町村財政の状況、ことし5月16日に受け取りました。これは平成15年度分ですが出ているわけですね。休憩を求めます。これのコピーを渡していただければ結構なわけですから、全員にコピーをお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 続きを質問いたします。

今の議案の説明資料によりますと、引き下げは給料表の級別ですね。それから初任給ですね。もう一つ、扶養手当が引き下げられますが、この三つを引き下げると、今年度、3月までの会計で予算から幾ら減額になるわけでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘がございました0.3%の改定と扶養手当を含めてですけれども、先ほどお示しいたしました金額が予算から減額されると。94万何がしと申し上げましたが、その額が予算額から減額されるということになります。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） それは先ほどお聞きしましたが、それはアップする分の差し引きを含んでいるわけですね。私が質問したのは、補正予算で減額になっていますね。今の三つの下げる分だけで幾らになるかお聞きしたい。補正予算のところ、全部計算し出したんですが、とても煩雑で、補正予算でも減額が出ていますね、人事院勧告に従って下げる分が。その合計をお聞きしているんですが。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 今回の給与改定に当たっては増額分はありません。減額だけでございますので、4月にさかのぼるということは。それをやっていないということですので、計算してみないとちょっとわかりませんね。大変申しわけございません。ちょっと試算してみないとわかりませんので、計算してみたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 下げるということはわかっているはずだと思うんですが、まあいいです。

それで、大した額ではないということなんですが、今、休憩中に配られましたラスパイレス指数でございますが、これは平成15年度分です。先ほど、「週刊ダイヤモンド」の資料で西岡議員が質問しましたら、もとになっている資料がどういうものかわからないし、いささかの疑問はあるという言い方を市長はなさいましたが、これは県が出しているものですね。最新の市町村財政の状況です。これを見ますと、15年度ですので市町村合併がまだ途中ですから、全部で80市町村あります。上位10位までが全部市ですね。だんだん低くなっていくわけですが、例えば10位から20位の中ではもう町と村も入ってきます。25位に山県市があります。次の市は52

位の本巢市です。これが一気に2倍以上下がるわけですね。しかし、本巢市、52位であっても、90を超えています。90.7です。瑞穂市になりますと、これが65位に下がります。90を切ります。ですから、瑞穂市の低さというのが、言葉もないほど低いわけです。という実情、単に低いなんていうものではなくて、最低も最低で、例えば11分の11位ではなくて、異常な低さということです。これがわかります。

それから、所信表明の中で松野市長は、瑞穂市においては平成18年度の予算編成方針で、平成16年度をベースに3年間で経常経費の30%カットを指示していると言われました。経常経費の中身はどういうものでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 経常経費といいますのは、人件費とか、そして物件費、要するに施設の管理費だとか、そういったものが主であります。先般お配りしました13節、14節、いろんな経費のあれをお手元の方へ配りましたけど、ああいったものがすべて含まれてくるということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 今言われましたものが義務的経費、経常経費なわけです。この中で人件費というのがあります。扶助費があります。扶助費は、9月議会で私が申し上げましたとおり、他の類似団体、全国の類似団体に比べて、扶助費はこのまちは3分の2、60%台しか出していないわけですね。また、今の人件費も異常な安さです。これを、他の自治体に比べることはないと言われながら、人事院勧告を踏まえて下げるということはどういうお考えからでしょうか。市長にお尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の扶助費の御指摘は、扶助費は、各市町の単純な基準じゃなくて、国の基準でやっていますから、要するに人口構成、対象人口の変化がそういう実態に出てきているわけございまして、決してうちのまちだけが扶助費を切っておるというものじゃありません。

それから、人件費を減らしていくという考え方は、個々の給料をカットするということも言えるかもしれませんが、私自身としては、職員数を減らしていくことによってカットしていくという考え方ですので、決して職員の給料をどうするとか、そういう考え方は毛頭持っておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） でも、実際は今給与を減らそうとしているわけですね。職員数を減らす

議案ではありませんね。今のこの議案のことについてお尋ねしているので、これを今減らそうとしていることについてお答えください。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これは人勤をベースにして物事を考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） それはわかっておりますが、これだけ職員、議員もそうですが、異常な低さの中で、なお人事院勧告を踏まえて引き上げる必要はないのではないかと思うわけです。他の自治体と比べる必要はないと再三おっしゃっているわけですから、例えばこの異常な低さを少しでも上げるために、今回は人事院勧告を踏まえた決定はしないと、そういう決定も、特に分権時代で自治体ごとにやれるわけですから、そういう選択は考えられませんか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） このラスパイレス指数の考え方と人勤の給与に対する考え方と一緒にしちゃって考えていただくと、ちょっと問題があると思っています。それで、私どもとしては、あくまでも各職員の給料表の問題については人勤ベースというもので維持していきたいと考えております。ただ、ラスパイレス指数の問題につきましては、これは算定の方法とか、いろいろなものがありますので、単純な形で低いとかいうふうな結論は出せない。私どもとしては、ラスパイレス指数との違いはどこにあるのかということは絶えず見守っていかなければならないというふうには思っておりますけれども、その点は単純に数字だけで、トータルで比較しただけではどうだという結論は出しづらいというふうに思っています。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） そうすると、三役を除く、特別職を除く一般職員の方は、他の自治体に比べて自分たちの給与は低いというふうに受けとめないでしょうか、市長さんの御答弁のとおりだと。一般職員の方はラスパイレスでは低いということはもちろん承知していらっしゃるでしょうから、でも、市長さんの御答弁では、これと比較する必要はないみたいな言い方をなさいますけれど、一般職員の方はどのように受け取られると思いますか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） それはもうそれぞれの処遇は高い方がいいというのは当然でございますから、ラスパイレス指数の違いというものについては、うちの方は低いなという認識は当然持っていると思います。ですけれども、どうしてこういう結果になったかということについて、十分な理解はされていないと、こういうふうに思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） つまり市長さんの御答弁による御認識と、実際に給料をもらう一般職員の認識とは大幅にかけ離れているということが言えると思います。

いま一つ、先ほどの答弁の中で、個人的には三役の報酬はもっと安くしていただいてよいというふうに答弁なさいましたが、三役の報酬を引き下げるといふ議案を提出することは考えられませんか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 現段階においては考えておりません。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 職員の給与に関する関係ですが、優秀な職員がたくさんおる中で、今後とも配偶者の特別控除とか、定率減税、いろいろ増税等の問題も出てくるんですが、納税者、あるいは消費者、勤労者、こういったものに対して大変な増税になってくるんですけど、17年8月の人勧、あるいは9月の県、こういった勧告が出ておるわけですが、この市がこれを踏襲しなかった場合には、何らか国とか県の方から、今後の交付金の問題等、こういったものについて何か影響があるんでしょうか、お尋ねしたいんですが。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） あくまでも改正に当たっては、市の条例に基づくということになりますので、市の条例に基づいて職員の給与は支払われるということです。要するに人勧に沿わなかったからということではありません。

〔発言する者あり〕

総務部長（関谷 巖君） 職員給料全体の交付税だとか、あとの情報センターの電算処理をしておりますので、そういった手続の関係、すべて影響してまいります。手続の関係にも影響してくるということでもあります。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 手続の話じゃなくて、いろんなことを瑞穂市として事業をやっていく中で、国からの交付金等で、例えば減額されるとかという話があるのでしょうかということです。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 人件費でございますので、影響してまいります。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 具体的にどのようなことでしょうかね、影響するというのは。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 今思い当たりますのは、地方交付税の算定に影響してくるということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 先ほどの資料をもらいましたラスパイレスの関係ですね。給料の高い市町村等もあるわけですけど、そういったところ、私どもは89. 何%のラスパイレス指数ですけど、高い、100%というようなところは、そういった国からの交付税というのはやっぱり影響しておるんでしょうかね。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ラスパイレス指数と人勸分の影響とは関係ありません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 例えば名古屋とか、愛知県等へ行きますと、給料等が大変私どもの市町村より多いんですが、例えば国の方から、指数が高いから、もう少し下げてもどうかという話もちらほら聞くんですが、そういったことは御存じでしょうかね。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） マスコミ等の報道によって承知をしておりますけれども、公式な文書としては来ておりません。

議長（土屋勝義君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 関連ですが、例えば名古屋市等は非常に高いんですが、やっぱり国の方から指導があるんじゃないでしょうかね、給料等について下げなさいよと。ちょっとまずいんですか。質問の内容が悪いんですが。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） そういった指導は瑞穂市へは来ておりませんので、名古屋市の方へ来ておるかもわかりませんが、それはちょっと承知しておりません。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第85号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第7、議案第85号瑞穂市公民館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） この議案85号、1点についてということであるんですけど、あとに関係することでもありますので、毎回毎回、毎議案提案の都度に同じことを聞くというのも時間のむだであるかと思しますので、市長に1点お伺いいたします。

これは法の改正によりこのような条例の改正を出してこられたというふうには認識しておりますけれど、一番肝心なことは、なぜ法がこのように改正になったか。指定管理者制度を導入してもよろしい。各行政区においてはどのように判断されるかということを検討した後、このようにというような条例改正であったのではないかというふうには私は信じておるわけなんですけれど、市長が、この条文だけの削除を考えられて、指定管理者制度を導入するということを条文の改正案の中に提案されてみえないということは、指定管理者は導入せずとも、今後直営のままでいいというふうには判断されたと認識しておるんですが、その根拠をお伺いしたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 指定管理者制度を導入できるように法を改正した一番の根本は、いろいろな公共施設の管理、維持というものが基本的に市の直営、または2分の1以上の出資の公共機関でなければできないというのが今までのルールだったわけでありましてね。そのために、ざっくばらんなことを申し上げまして、各施設の管理において非常に効率の悪い状況というものが各地にいろいろと見られるということから、それを効率化するために指定管理者制度というものの導入を認めるというふうには法が改正されたと理解をしております。

ところが、我が市の場合は、業務を施設管理公社に委託していくことによりまして、そのあたりの効率化という面についてはかなり進めてきておるつもりでございまして、改めて指定管理者制度を導入しなくても、現在やっている形というものを適法な形での運営に整理をしていくことによって、ねらっておる点については十分に対応できるというふうには考えておりますのと、もう1点は、施設の管理におきます責任というものはやはり市があくまでも持たなければならぬという認識を持っております。それはどういうことかといいますと、指定管理者制度で管理者に施設の管理を任せただけの場合に、その施設を何のためにつくったのか、またその目的ど

おりに運営されているかというところまできちりとチェックできるかという問題もあるかと思しますので、直営でできるだけやっていきたいという基本的な考え方。その辺から、適法性を求めるためにこの条例を手直したということをごさしまして、基本的な運営に対する考え方というのは、今までの考え方を法にマッチした形で見直し、整理をしながら進めていきたい、こう思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 市長の考え方は聞かせていただきました。聞かせていただきましたというのは、理解しましたというふうには言っていないということなんですけれど、であるとするのであれば、今まで、例えば施設の館長を市職員がやっておられるところと、あるいは臨採の職員がやっておられるところ、あるいは全く施設管理公社にお任せしてみえたところ等々があると思うんですけれど、今後にそうしたものの運用をどのように、あくまでも「直営」という言葉にこだわって、本当に市の事務職員がやっていかれるおつもりであるのか、ある部分においては、今までのように臨採職員にお任せしたり、あるいは今後やっていかれるであろう、契約されるであろう業者にお任せするものであるのか、どのようにお考えでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今でも、いない施設におきましても市の職員が管理をしております。ですから、ざっくばらんなことを申し上げれば、常勤しておるか、していないかという違いの程度だというふうに理解していただきたい。館長は基本的には置いていません。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 今回の議案につきましては、85から90何号まですべて指定管理者制度に関する問題でございますので、今議案が上がっていますので、この問題一連に確認したいと思えます。

今回の指定管理者制度ができてから、来年の8月末までに指定管理者制度、あるいは現の管理委託制度ということで選択を迫られたんですが、今回の内容につきまして市長は直営といたしますか、すべて出していくということですが、今現在、施設管理公社の事業と、そしてみずほ公共サービスの事業内容を見ますと、目的ですね。今、施設管理公社につきましては、いろんなハード事業、そしてソフト事業があるんですが、今回、みずほ公共サービスの方にハード事業を重点的に置くという、その目的ですね。今までは施設管理公社がすべてやっておったのを、平成17年4月1日にみずほ公共サービスという会社をつくって、そこには細かく11の項目がございます。例えば剪定とか、清掃とか、あるいは芝生の育成、花の育成等ありま

すけれども、この問題につきましては、すべて施設公社がやっていたんですけど、あえて分ける理由ですね。今回直営に出すについても、公社とみずほ公共サービスに分けた理由について説明願います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のお話は施設管理公社と公共サービスとにどういうふうに事務を分けていくかと、何を考えているかというお話ですけれども、これはまた、いろいろと協議しながら、どちらでやるのが効率がいいかというようなことも考えながら分けていかなければならないだろうと思っています。ただ、それでは同じ会社をつくってどうするんやという話になるかと思います。私は、むしろ公共サービス株式会社に一番ポイントを置いておりますのは市のやっています事務ですね。施設管理じゃなくて、事務の中で、単純事務というものをできるだけ外注していきたいという考え方が公共サービス株式会社をつくった基本にありますので、施設管理公社ではやれない一つの限界があるのでつくったということです、その基本的なスタンスだけはしっかりと押さえていかなければいけないと、このように思っています。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 今の議案の中で管理公社委託の件で出ていますので、関連で言っているんですが、前回、全協に公社とみずほ公共サービスということで、将来どうしていくかということを見てもみますと、みずほ公共サービスにつきましては現場中心といいますか、いろいろと舗装関係とか、今まで公社でやっていたのを今度会社の方に移すということを含めていますけれども、基本的にはこういう簡易な事業をこちらでやらせる。単純作業だけを、今会社と言われましたが、こういうのも含めているかどうか、確認したいんですが。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） それぞれの二つの機関が雇用する職員に効率的な作業をさせるためにはどういうふうに分類したらいいだろうかということが一番基本になるわけです。そういう点で、このあたりはこれから一つずつどういうふうに分けていくのがいいかということは検討事項になるかと、このように思っています。だから、人力的に余裕が出てくるといって変ですけど、時間的に余裕が出てくるとか、作業が非常に半端になるとかというようなものはなるだけグルーピングしていった方がいいわけですし、だから、その辺が仕分けの一番のポイントになるんじゃないかというふうに思っています。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 11番 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 今回の条例改正は、先ほど篠田議員の質問の中で回答がありましたよ

うに、管理委託制度というのはなくなって、法改正によって指定管理者制度が導入された。そういう点で、現在の管理委託制度についてなくすというのが改正の趣旨だと思うんですね。先ほどの質問で、なぜ管理者制度を適用しなかったかと。その理由を問われて、市長の答弁は、市が管理した方が市民のためになるという判断をしたということで、私はそれは非常にいい判断だと思っておるんです。

もう一つ、指定管理者制度になりますと、その施設の使用権とか、使用の許可権とか、使用料まで指定管理者が決定できるという状況になってきますので、そういうことになると、市民のためにならんと。そういうことも含めて判断されたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の御質問の事項は、問題はどこまで指定管理者にやらせるかという範囲の選択によって、その辺の懸念はかなり緩和することができるというふうに思っています。ただ、指定管理者制度でやった場合に、そのとおりにきちっと管理されているかどうかということをもたまたチェックしなければならないという問題が出てくる。これはちょっと極端な例かもしれませんが、この施設管理の中で、例えば空調設備の管理とか、防災機器の点検、そういうふうなものも施設の管理の中にあるわけですけど、そういうのは、極端なことを申し上げればあまりそうチェックしなくても動くんですよ。だから、その辺なんかもどうなのかということまで結局チェックしていくということになると、すべて指定管理者へ渡してしまっても、こちらのチェックという機能の面は全然緩和されないと。そんなことも思っていますと、やはり施設全体の管理というものはこちらでしっかりと見ていった方がいいだろうと、こんなふうに思っています。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） それで、9月の議会で指定管理者制度の手続の条例を制定されたということで、今回までずっと管理について整備されて、指定管理者制度というのは採用されなかったということは、指定管理者制度という手続の条例はつくったけれども、今のところは指定管理者制度というのは導入しないということによろしいんですか。導入されるということで、今、見通しを持ってみえる施設もあるのかどうか、ひとつお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これはまた、実際の運用の中で、将来指定管理者制度を導入したいというような施設が出てくるかもしれませんが、現段階におきましては、市内にある施設については、私は直営でやりたい。そして、今、指定管理者制度でやらざるを得ないなと判断していますのは、根尾のうすずみ研修センター、これだけはやむを得ないかなと、こんなふうに思っています。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 管理を直営という形にするということですが、仕事の内容は何も変わらずに、施設管理公社が業務を行って、管理を直営にするということで、契約の方法、内容が変わるという理解でいいのかわかるか、そこをちょっと、直営といいますと、全部職員がやるというようなニュアンスで聞いちゃうんですね。新聞報道されて、どうやらさせるんかなあ。管理公社はどうなるんかなあというようなことが話題になってくるものですから、そこら辺しっかり整理して説明をお願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 直営といたしても、すべてを自分でやるということじゃなしに、委託するとか、外注という方法はあるわけでございますので、これは制度的に使っていきたいと思っています。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今の小寺議員の最後の質問に関連をいたしますが、きのう、関谷部長が、管理ではなく、業務を委託、こういう表現をされたと思うんですが、その事実について確認をしておきます。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘がございましたとおり、いろんな施設の管理にはいろんな業務がございますので、その個々の業務を外注に出すといいですか、委託していききたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） それで、小寺議員がちょっとそこら辺の関係がよくわからないなあというような雰囲気発言をされておられたんですが、私も、しからば管理とはどういうことを指すのか。そして、管理と業務との違いについてはどういうことなのか。そのことについて、関谷部長に教えていただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 西岡先生に大変僭越でございますけれども、管理といいますのは、丸投げといいますか、そういった意味が想定されるわけでありまして、施設の管理すべてをゆだねるということだと思っておりますし、業務といいますのは、管理の中に幾つかの業務、例えば清掃であるとか、施設の電気の保安だとか、幾つかの業務が中にあると思っております。

れども、そういったことを一つの業務というふうにとらえております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 言葉でそういう答弁なんですけれども、条例の文言がどういうふうになっているかといいますと、管理及び運営、あるいは管理運営というふうになっておるんですね。要するに一体的にとらえておるわけなんですけれども、そこら辺が裁量でもって解釈をして切り離して、とりあえずは条例からその部分を削除する。そして、言葉としては、管理ではなく、業務を委託するようになりましてというような説明なんですけれども、ちょっとそんなことでいかなものかなあというふうに思うんですが、やはり管理ではなく、業務を委託ということでもいいんですか。もう一回確認します。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 私の方といたしましては、御指摘がございましたように、業務の委託という考え方で進めてまいりたいというふうに思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） やはり条例にありましたように、管理及び運営、あるいは管理運営、一体的だと思っんですね。管理業務、運営業務、ひっくるめて言った言葉だと思っんです。それをいずれにしても、具体的に管理と業務を切り離すというようなことがいかなものかなというふうに思っんです、はっきり言って。それはまた、討論の段階でいろいろ言いますけれども、質問だけちょっとしておきたいのは、まずこれも事実確認ですけども、きのう、全協でいただいた業務の取り扱いについてという文書ですね。ここに42の事業が書いてあります。これは今まで施設管理公社がやっておった事業が42ということによろしいんでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） お配りをいたしましたのは、現在行っております施設管理公社の方へ業務をゆだねております内容を、公社と、そして会社の方へ事業を分類していきたいという資料でございますけれども、御指摘がございましたように、一つの業務として、例えば庭木の剪定という一つの業務として考えていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 業務として施設管理公社に委託をしておったということですね。それで、先ほどの質問にもありましたけれども、この文書を見ますと、公社、会社、それから指名競争入札による事業というふうなことで、一応の試案が提議をされておると思っんですね。市長は、先ほどの答弁では、いろいろ考えながらというふうに言われたんですけども、現実的

に我々が手にしておるものは、施設管理公社に係る事業については42件中7件、それからみずほ株式会社に係る事業については42件のうち14件、そして、指名競争入札によるものが42のうちの21件ということで、要するに過半数を占めるわけですね。今まで施設管理公社が行ってきた業務のうちで、半数以上を指名競争入札にかけるということになってくると、これを前提にすれば、これも先ほど市長が答弁されておったように、公共の施設の設置の目的にかなった業務を行っていくというときに、やはり施設管理公社、あるいはみずほ(株)——市の100%出資——の法人でやっていると。ちなみに直営という言葉はやめていただきたいと思います。直営じゃありません。施設管理公社は民法34条に基づくところの法人ですよ。別法人だと思えます。そのために寄附行為がちゃんとあるわけでしょう。まさしく株式会社は、100%出資であつたって別法人なんです。これは明確な意味において直営じゃないんです。直営というのであるならば、そこに働く職員についても直接雇用にしてください。業務を直営というのであるならば、職員も直接雇用にしてください。そうしたら、施設管理公社というものの存在はどうなりますかという問題にもなりますね。先ほど申し上げたように、42件中21件になって、そして、みずほ株式会社がさらに仕事をとって、そうすると、施設管理公社の仕事はどれだけになるんですか。これからの施設管理公社の展望はどうなっていくんですかというふうな疑問が出てくるんですね。つまりそのことが、今議会に提案される段階で、我々がきちんと体系的に、かつまた整合性のあるものとして受けとめて、議案を審議し、結論を出していくということには、その前提条件が非常にまだ備わっていない、こういうふうに思うんですけれども、今申し上げたさまざまな諸点もござりますが、市長、いかがですか。

議長(土屋勝義君) 松野市長。

市長(松野幸信君) 今のお話はいろんな業務を委託する先としての施設管理公社、あるいは公共サービス株式会社の問題だと思います。それで、それぞれの施設について、どういう運営をしていくのが一番いいかという問題と、それは私はむしろ絡めないで考えてみていただきたい。施設管理公社はそういう業務を受けたときに、どういう体制で動いていくのが一番いいのか。あるいは公共サービス株式会社はどうあるべきかということは個々の会社が考えることでして、私どもの立場からいいますと、一番効率のいい施設の運営の仕方はどういう方法がいいのかという点で考えていくべきだと、このように私は思っております。

〔挙手する者あり〕

議長(土屋勝義君) 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 抽象的なことならそれでよろしかろうと思うんですけれども、具体的に私が今議論をしておるのは、昨日の全協で執行部からいただいた資料に基づいて話をしておるわけでありまして。そうすると、要するに公社の仕事、あるいはみずほの仕事、あるいは指名競争入札に出す仕事を具体的に見てみますと、例えば穂積庁舎管理事業であれば、庭木の剪定、

除草、消毒、芝生の手入れとか、これはみずほ（株）でやるとか、つどいの泉の管理事業で敷地内の植栽の管理消毒は施設管理公社でやるとか、その振り分けの根拠というものがいろいろ考えてというふうなことも将来的に向けて言われましたけれども、現実はこうなっております。その根拠がよくわからないんですね。そこら辺の振り分けについての今の抽象的な言葉だけでは、結果手にするものが、ぱっと見て、同じような内容だけど、どこでどう違うんだらうなというふうなことを理解するには、すぐわからないんですよ、はっきり言って。ということをし上げた。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これは、施設管理公社と公共サービス株式会社との間での割り振りの議論なんですけれども、結局、施設ごとに分けるのではなくて、共通しておる業務ごとに分類していているという形で見ていただければ御理解がいただけるんじゃないかと思います。例えば庁舎の管理事業のうちの庭木剪定とか、そういうようなものは、公園の庭木剪定とか、そういうものと結局同じ性格の作業なんです。だから、公園は施設管理公社、庁舎の管理は公共サービスとやるよりも、庭木はこっちでやった方がいいんじゃないだろうか、これはこっちでやった方がいいんじゃないだろうかというような形で、それなりにいろいろと検討しながらグルーピングしていると、こんなふうに見ておるんですけれども、これは実際に作業をしてみたり、あるいは管理面での問題とかいうことを考えながら、具体的に実行していく場合には、もう少し十分に検討する必要があると、このように思います。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 市長にちょっとお尋ねしますけど、今、篠田議員、それから小寺議員、西岡議員からも話がございまして、多少重複するかもわかりませんが、市長の言い方としては、施設管理については、当初新聞発表もされていますし、いろんな場所で今聞いておるわけですが、市としては、施設は当初の目的を逸脱したくないということ。それでまた、経費面については、指定管理者制度を導入せず、経費節減はもう行われているということで、今の話が直営ということが書いてあると思いますが、その確認なんですけれども、御存じのように、今までは施設に対して担当部署の課長が、名前は別として責任者になっていたと思いますが、館長の場所もあると思います。館長とか、所長だとか、そういうものは市の担当部署の部長か課長とか、そういう人がそういう辞令を出されるのかどうか、その1点についてちょっとお尋ねします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これは、特別に辞令を出すというようなところまではやりません。各部

内での職務分掌というものをきちっと決めていきますので、そこで、この分掌はだれが担当するかということで明確にしていきます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 条例の方から、多少今の管理と運営というようなことになるんですけども、今提案の16条は今お手元を書いてあるとおりですが、委任という項目は略してあって、そのまま生きているかどうかという確認なんですけれども、前段の16条には、例えば効率的な管理及び運営を行うため、その管理運営の一部を財団法人瑞穂市管理公社に委託すると。17条は、今の提案を受けておるのには書いてないんですけど、文面を読みますと、この条例に定めるもののほか、公民館の管理及び運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定めるということで、解釈としては、今の市長の答弁でわかるんですが、やはり表にわかるように、どうかすると館長はだれだよということを私らも知らんことを言われたことがあるんです。総合センターの管理の長はだれだよということを聞いたんですけれども、そういう点では、やはり表へわかるように、直営と言われるなら、そういうことも含めてやっていただいた方がいいように思いますが、その点についての考えをお聞きします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の、わかるようにというお話は、私どもの事務のやり方に対しての適切な御指摘かと思います。ですから、申し上げましたように、具体的に館長はだれという指名はしませんけれども、分掌規定の中で、だれが担当してあるかということは皆さんにわかるようにということは心がけていきたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） あえて言うと、外へわかるように、責任者とか何とか、形で表示されるということの考え方は、くどいようなんですけれども、私は、できたら、利用する皆さんに安心感とまでは言いません、立派なところが請け負うんだから。言いませんけど、そういうことがあることによって、同じサービスをしていただいても市民に与える感情は違うと思えますので、その辺のところはぜひ検討していただきたいと思えます。

それからもう一つ、みずほ公共サービス株式会社発足のときに、私もたしか一般質問させていただいたんですが、常勤の役員さんが、そのとき先進地の愛知県の高浜市だとか、ほかの例を言いまして、でき得れば助役さんが社長に、そしてまたあとの役員の方はほとんどが各部長がなっただけということ、特に瑞穂市の場合は、市長は社長も歴任されておりますし、むしろ立派な助役さんであるけれど、社長はやはり瑞穂市長がなってもらった方がいいんじゃないかということもお聞きしたことがあります。現在、常勤に近い役員の方がいると思いま

すが、その場合、無報酬なのか、その辺のところ、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。そして、今後はどうなのかということを含めて、お願いします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 会社のことで、会社側が今後どういうふうにしていくかということでございますので、今ここでこうだあだということはちょっと申し上げられないと思います。会社の方針に基づいて定められていくということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

私、市長にお聞きしたかったんですけど、担当部長の方から今お聞かせ願ったんですけど、私、今、質問の中で言葉足らずだったと思いますが、できるだけ助役さんとか、市長さんに社長になっていただいて、そして各役員もほとんどが部課長になっていただいて、民間から1人か2人、いずれにしても非常勤を前提にしておりましたが、現在、多少、勤務の方も役員の方もいるかと思いますが、その辺のところについて、例えば施設管理公社なんか、今までの規定を読みますと、役員、常勤常務理事はどれだけ以下で定めるというようなこともありましたんですけど、今後検討していただきたいと思いますが、その点についての考え方をよろしくお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 公共サービス株式会社はあくまでも株式会社でございますので、役員報酬とか、そういうものにつきまして、限度額というのは総会で決めなければならないという規定が厳然とございますので、そのときには株主として、またはっきりとした発言をしたい、このように思います。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） この議案が新聞で報道されましたときには、指定管理者制度を導入せよと。その理由として、経費削減など、同制度を導入することで得られる効果は既に達成しているというのが理由ですね。市の直営とする内容の14件の条例改正案だというふうに新聞には書かれていまして、市民は、直営になるんだなと思っているわけです。ところが、今、続きました質疑の中では、効率を考えてこのように業務を振り分けたいという説明ですが、どちらなのでしょう。既に経費削減などは達成されているという説明と、所信表明の中で経常経費を30%カットすると。この中には、さっきの答弁にもありましたように、施設の管理費も入っているわけですね。ですから、このずうっと14件続く中には、今も答弁にありましたけど、効率を

考えていると。全然正反対の説明だと思うんですが、どちらでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の御質問、私、意味がよくわかりませんのですけれども、私の勝手な解釈で答弁をさせていただけば、この業務の二つの会社への割り振りの効率を考えるとということとは、同じような業務を二つに分けて委託するよりも、1ヵ所へ集中して委託をした方がむだな動きが少なくなっ、少ないコストで業務をやってくれるということになるだろうということとで申し上げたわけでございます。

それから、30%カットとこれとの関連というのは、これも何もかも一律に30%切るということではなくて、私の考えているのは全体の中で30%切るということですので、逆に非常にこういう形で合理化の進んでいるところは、経費節減する余地というのは極めて少ないだろうと。この辺も認識しております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 今の答弁は承知済みです。私が申し上げたかったことは、一体実態、実質は直営なんだろうかという疑問です。つまり表向きは直営にしますと言いながら、実態は直営ではないのではないか。中身は限りなく指定管理者制度に近いんじゃないかという疑問が消えないわけですが、ここではっきり御説明をいただいております。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でありますけれども、これまで管理運営を委託してきたということもございますけれども、実態については、先ほど市長からもお話しございましたように、施設の要所要所、例えば施設のメンテナンスの関係だとか、光熱水費だとか、いろんな施設の根幹をなす部分については、既に市が直営で行っていた部分があったということとでございます。これを今回の条例改正によって、直営という法の趣旨、直営という趣旨に基づいてきちっと明らかにしていきたいと。明らかにしていくとちょっと語弊がございますけれども、今までも管理をゆだねるという言い方をしながらも、直営の部分が多々あったということとでございます。今後は明らかに直営という形で進めていくというふうと考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） これが付託案件になるわけですから、その辺がもうちょっとわかりやすい形で説明されるように十分な審議をお願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで議事の都合により、暫時休憩をいたします。午後 1 時30分再開といたします。

休憩 午後 0 時13分

再開 午後 1 時32分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8 議案第86号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第 8、議案第86号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 9 議案第87号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第 9、議案第87号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第88号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第10、議案第88号瑞穂市総合センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第89号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第11、議案第89号瑞穂市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第90号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第12、議案第90号瑞穂市集会場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第91号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第13、議案第91号瑞穂市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 改正案の3条、センターに必要な職員を置くとあるんですけど、今まで説明されてきたやつには一切職員を置くとかはなかったんですけど、ここにだけ職員を置くと条例に残される意味はどういうことでしょうか。よろしくお願いたします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 老人福祉センターについては従来はセンター長を置いておりましたので、常勤ではございませんが、名称で、その辺の関係の職員を置くというような意味でございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第92号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第14、議案第92号瑞穂市墓地条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第93号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第15、議案第93号瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第94号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第16、議案第94号瑞穂市駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第95号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第17、議案第95号瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例に

ついてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） まさしくここそが今回の法改正にのっとして、官から民へもし移管をされたときに、一番効率、また市民の公共福祉の用に供することができる部分ではないかと考えられますが、これを直営とするとされた市長、どのように精査をされて、直営とすると決せられたのか、御説明をよろしくお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 問題は、施設管理を委託すると、どの範囲までを委託するかということが、一番初めに申しあげましたように、この施設を設けた理由、その性格がどうなるかというポイントがあるわけです。それで、委託する範囲の中で、少なくとも最低限、料金の設定とか、それからまた預かる時間帯の設定、そういうようなものは当然この施設の持つてある公共性、それから周辺で駐車場を営業をしておられる方との関係、そういうのを考えたときに、市としてそれなりの指導性を発揮していかなければいけないと思うんです。そういうことで考えていきますと、単純な自転車の出入りの管理という単純な業務だけしか残らないということになりますので、その業務であれば、指定管理者を使わなくても委託で十分じゃないかというふうに判断したわけでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第96号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第18、議案第96号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第97号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第19、議案第97号瑞穂市横堤公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第98号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第20、議案第98号瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第99号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第21、議案第99号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 一般会計補正予算の説明書の7ページ、補償補填及び賠償金で30万円というのがありまして、平成14年10月の十九条公園の事故だという説明がありましたが、事故の内容と、30万円賠償金を払うようになった経過をお知らせください。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 賠償金の30万円の件でございますが、事故の状況を若干かいつまんで報告をさせていただきます。

事故の発生は、平成14年10月10日午後0時55分、場所は十九条公園ということで、樽見鉄道の十九条駅の西側に十九条公園がありますが、その場所でございます。巢南町の南保育教育

センターの園外保育ということで、当時5歳の子供が十九条公園で遊具の滑り台で遊んでおったところ、円筒形のジャングルジムを上昇中に手を滑らせて後頭部を強打した事故でございます。治療の状況でございますが、急性くも膜下血腫で岐阜市民病院で緊急手術を受けまして、入院いたしまして、10月30日に退院をしたところでございます。そのほか、名古屋大学病院で診察をしたり、市民病院でも経過観察をしておるところですが、入院期間は岐阜市民病院で21日間入院をしたということでございます。現在は南小学校に元気で通学をしておるところでございますが、この30万円の算定の根拠ということでございますが、弁護士さんといろいろ検討させていただきまして、慰謝料というのは基準があるそうでございますので、通常の交通事故ですと入院とか通院で大体77万円ということだそうなんです。この場合は通院ということでございますので、弁護士さんと相談しまして、おおむね30万円ぐらいの賠償金が妥当ではないかということで算定をして、決定をさせていただいたということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 事故の内容と根拠はわかりましたが、抜けていたのは、このジャングルジムつき滑り台の管理責任があったということで賠償しなければならないわけですよね。一方的に子供が悪いというか、使用していた人がおかしなやり方をしているという責任だったら市は払わなくていいはずなんですけど、市はどういう責任を認めたわけなんでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 保育中ということでございます。施設の瑕疵は、当時といたしましては設備上の瑕疵はないということですが、園外保育中ということでの賠償ということです。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） よくわかりました。なぜその質問をしたかといいますと、平成16年の冬だったと思いますが、馬場公園で立て続けに3件骨折事故があったわけですね。その前に、あれは危ないという指摘を都市管理課へ行って指摘しましたが、何ら対処をとらなかったと。その後、3件骨折事故がありまして、これについては賠償すべきではないかということをごこの議会で申し上げたことがあります。そのときに、向こうから請求がなかったのでもなかったという例がありましたので、今は保育中だったからという理由で、施設の責任があったということではないということはおわかりましたが、今後、市の施設で責任があった場合に、一応公共施設というのは保険に入っているわけですから、そういう支払うこともできるということをお市民は知らないことも多いわけですから、そういうことをきちんと説明しなければいけないのではないかと思います。その点いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 施設全体をまとめてということで私の方から説明をさせていただきますが、各公園等の遊具、そのほかのいろんな施設の安全管理については、今後とも十分安全管理に努めてまいりたいと思っておりますし、事故が発生した場合は、やっぱりケース・バイ・ケースといたしますか、その案件ごとに精査いたしまして、対応してまいりたいというふうに思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ケース・バイ・ケースということはわかりますが、過去の事例に即して言いますと、その後、その遊具は、指摘したとおり、危険であるという表示がされて安全対策がとられたわけで、明らかに管理が悪かったわけですね。ですから、そういう場合はやっぱり支払う用意があるということを市民に説明するべきではないかと、情報の一つとして。ケース・バイ・ケースで、施設に管理上手落ちがあった場合ですね、そういう質問です。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 市の施設で私どもに手落ちがあるという、安全管理に欠けるという部分が明らかになった場合は、当然私の方でその賠償責任を負うということになります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 11番 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 説明書の12ページの都市計画総務費の中の一番最後のところでアスベスト調査費助成金というのが出ておりまして、きのうの説明では、10軒分で1戸2万円と。民間の建物でアスベスト調査をやった場合に助成をするという説明であったんですが、民間でも住宅に限るのか、企業の会社をやるとか、倉庫をやるとか、事務所をやるとか、そういうようなところまで含めておるのか、この適用範囲はどの辺まで考えてみえるのか。また、支給する場合の支給の助成要綱をつくってやろうという方向で検討されてみえるのかどうか。さらに、せっかくことしつけて、10軒では終わらんですから、来年度も含めて、こういう助成措置を考えてみえるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） 今の御質問ですが、まず1点目の適用範囲ですけど、これは市内に建築されている建物すべて対象でございます。住宅であろうが、倉庫であろうが、すべて対象でございます。ただし、金額は要綱で定めておりますので、限度2万円としまして、あらゆるところにアスベストがあったとしても、一部を調べることによって全体が把握できるというようなこともありますので、限度を定めさせていただきました。

それから、年数は、来年度から始めまして3カ年の調査にしたいと。あまりずうっと長く続

けておりますと、またこれが薄められてまいりますで、年度を決めて、3年と決めてやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第 100号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第22、議案第 100号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第 101号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第23、議案第 101号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第 102号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第24、議案第 102号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第 103号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第25、議案第 103号平成17年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第79号から議案第 103号までについて（委員会付託）

議長（土屋勝義君） 議案第79号から議案第 103号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（土屋勝義君） 本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午後1時54分